

務	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

生 企 第 4 号
(サ 対 、 捜 一)
令 和 4 年 4 月 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察本部及び青森県教育庁における合同サポートチーム（STEP S）
設置要綱の一部改正について

平成16年度から、本県警察と青森県教育庁との連携により、合同サポートチームを設置し、各学校や健全育成団体が開催する少年非行防止等に向けた取組を支援しているところであるが、この度、組織改編に伴い、合同サポートチーム（STEP S）設置要綱及び合同サポートチーム（STEP S）運用要領を別添のとおり改正したので、誤りのないようにされたい。

なお、「青森県警察本部及び青森県教育庁における合同サポートチーム（STEP S）の設置要綱の一部改正について」（平成31年3月4日付け少年第275号）は廃止する。

担当 生活安全企画課少年対策係

合同サポートチーム（STEPS）設置要綱

（目的）

第1 県教育委員会と県警察本部が、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチームを結成し、学校・団体等の要望に応じた数名を派遣することで、教育と警察との合同のチームという特色を生かして、少年非行防止、犯罪被害防止等の取組を支援する。

（名称）

第2 チームの名称は、「合同サポートチーム」とし、略称は、^{ステップス}STEPS（Support Team of Educators and Police for Students）とする。

（構成員）

第3 合同サポートチームは、別紙に掲げる所属の担当者をもって構成する。

（事務局）

第4 合同サポートチームの事務局は、教育庁学校教育課及び警察本部生活安全企画課とする。

（活動）

第5 合同サポートチームの派遣対象は、県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、学校関係団体及び健全育成団体とする。

2 両事務局の長は、派遣対象の要請内容に応じて、それぞれの構成員の中から派遣するメンバーを選定する。

3 合同サポートチームは、少年の非行防止及び犯罪被害防止に関して、次のことを行う。

- (1) 集会等での児童生徒への啓発・指導
- (2) 教員、PTA研修会等での助言
- (3) 健全育成団体等が主催する会議での講話・情報提供

（事務手続）

第6 合同サポートチームの事務手続は、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年4月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

合同サポートチーム 構成員

【 教 育 】

教育委員会

- ・学校教育課（生徒指導支援グループ）
- ・生涯学習課（地域連携推進グループ）
- ・スポーツ健康課（体育・健康グループ）
- ・県総合社会教育センター（教育活動支援課）
- ・県総合学校教育センター（教育相談課）

【 警 察 】

警察本部

- ・生活安全企画課（犯罪抑止対策係、少年対策係）
- ・サイバー犯罪対策課（サイバー犯罪対策係）
- ・捜査第一課

各警察署

- ・生活安全課
- ・刑事第一課
- ・刑事生活安全課（生活安全担当警察官）

事務局

教育：教育庁学校教育課

警察：警察本部生活安全企画課

合同サポートチーム（STEP S）運用要領

第1 派遣の申込み手続

「合同サポートチーム派遣申込書」（別紙様式1）を作成の上、派遣希望日の概ね1か月前までに、以下の順序により申込みものとする。

1 公立小学校、中学校（PTA等を含む。）

学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 教育庁学校教育課

2 県立高等学校、特別支援学校（PTA等を含む。）

学校 → 教育庁学校教育課

3 私立学校（PTA等を含む。）及び健全育成団体

学校・団体 → 各警察署 → 警察本部生活安全企画課

第2 派遣申込みテーマ等

派遣申込みテーマは別表のとおりとする。但し、例示テーマ以外については別途派遣先と事務局で協議するものとする。

第3 派遣先への通知等

派遣申込みを集約の上、事務局において協議して派遣先を決定する。派遣先として決定した公立学校等には教育庁学校教育課から、警察署を通して申込みのあった私立学校及び健全育成団体については、警察本部生活安全企画課から通知する。

第4 派遣メンバー決定等

1 申込みのあったテーマに応じて、事務局の教育庁学校教育課が教育側の、警察本部生活安全企画課が警察側の派遣メンバーを選定し、その派遣人員は概ね2～5人程度とする。

2 事務局は、選定したメンバーの所属長と協議の上、派遣する者を決定する。

3 決定した派遣メンバーについて、その所属長あてに、合同サポートチーム事務局名で派遣要請を行う。（別紙様式2）

第5 派遣回数

年間20～30回程度とする。

第6 留意事項

この合同サポートチームは、県教育庁と県警察両機関の職員を合同で派遣し、学校等での取組を支援するものであることから、従来からの非行防止教室等の機会に警察職員のみが学校へ出向いて生徒へ講演するなどの取組については、これまでどおり各学校と警察署との連携で行うこととし、合同サポートチームの派遣申込みは要しない。

第7 旅費

派遣される職員の旅費については、当該職員の所属において対応する。

附則

この要領は、平成16年4月7日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月3日から施行する。

附則

この要領は、平成31年3月4日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

合同サポートチーム派遣申込書

申込月日： 年 月 日

学校・団体名	
派遣希望 年 月 日 時 間	第一希望
	第二希望
	第三希望
テ ー マ	
対 象	
場 所	
内 容 (ある程度詳しく)	
申込み担当者 連絡先 職 氏 名	

※1 用紙はA4縦置きとする。

別紙様式2

事 務 連 絡
年 月 日

殿

合同サポートチーム事務局
(県警察本部生活安全企画課長)
(県教育庁学校教育課長)

合同サポートチームとしての職員の派遣について（依頼）

標記のことについて、下記により貴職下職員の派遣を依頼します。

記

- 1 派遣者 職・氏名
- 2 派遣 年月日・時間・場所
- 3 テーマ等

派遣申込みテーマ及び取組の例

1 派遣申込みテーマの例

- (1) 少年非行の実態や非行防止に向けた取組み
- (2) 初発型非行（万引き・自転車盗）や不良行為（飲酒・喫煙）
- (3) 薬物乱用防止
- (4) 犯罪被害防止と被害少年の援助
- (5) 不審者の侵入や登下校時の連れ去りなどに対する学校の安全管理
- (6) 非行と少年の心理
- (7) ネット犯罪防止及び被害の防止
- (8) いじめや暴力行為などの学校内での問題行動
- (9) 子供を非行に走らせない家庭での関わり
- (10) 地域で取り組む少年非行防止

2 取組の例

- (1) 研修会名
「子供の非行防止に取り組むPTA研修会」
- (2) 内容
 - ① 最近の少年非行の概況 《警察》
 - ② 非行に走る子供の心理 《警察・教育》
 - ③ 保護者として子供の非行にどう向き合うか 《教育》

※ このように、合同サポートチームの特色を生かし、警察・教育の両方の立場から専門的なアプローチが可能となる。